

会 議 録（要点筆記）

会 議 名	令和 7 年度 第 2 回米原市下水道事業審議会
開催日時	令和 7 年 8 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 40 分
開催場所	米原市役所本庁舎 3 階 会議室 3 D
出席者および欠席者	出席者：横川会長、和田副会長、鈴木委員、飛戸委員、中田委員、 藤田委員、吉田委員 事務局：まち整備部 高橋部長 上下水道課 今枝課長、鏑田課長補佐、高畑 有限責任監査法人トーマツ 刀禰氏、吉岡氏
議 題	○ 諮問 下水道使用料の見直しについて ○ 議事案件 米原市下水道事業の概要と次期経営戦略の策定について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	無し（継続審議）
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1 開会のあいさつ(角田市長) 下水道は、生活に直結する重要なライフラインの 1 つであり、市民の皆様が衛生的で快適な生活を過ごせるように、下水道施設の整備や維持管理に努めているところです。しかし、人口減少、施設老朽化、物価高騰といった経営上の課題に直面しており、適切に対処しながら、将来に渡って下水道の役割を果たし続けていくことが求められています。 そのために、本市下水道事業では、経営戦略に基づき、経営に取り組んでおりますが、様々な課題がある中で、下水道事業経営の安定化を図っていくためには、今後の経営に関する見通しを踏まえながら、一般会計からの負担に依存しすぎないように、下水道使用料が適正かどうかを検証し、どのような使用料体系が望ましいのか検討していかなければなりません。 下水道事業が将来に渡って市民の皆様の快適な生活に貢献していただけるようにしていくために、様々な御意見をいただきますようお願いいたします。 2 諮問事項 (1) 本市下水道事業の経営において必要な下水道使用料の額と使用者負担について (2) 下水道使用料の体系について

[説明要旨] ○事務局	3 議事案件 「米原市下水道事業経営戦略の策定について」 (1) 第1回審議会のおさらい ・ 下水道事業の経営では、収益的収支で赤字を出さないことも大事ですが、会計全体で資金不足に陥らないように管理することも重要です。 ・ 令和4年度に下水道使用料を改定した結果、改定後の使用料単価が概ね適正とされる150円/㎡を超えるようになりました。また、一般会計繰入金の削減にも影響しましたが、人口減少の影響で増額の効果は一時的と考えています。 ・ 物価高騰や流域下水道維持管理負担金の単価改定の影響により、10%程度の費用の増加が見込まれます。試算結果については、10月の審議会でお示しします。 ・ 市長からの諮問事項のうち、1点目については、第2回、第3回審議会で審議し、その結果、使用料を改定する必要があるとなった場合は、2点目の諮問事項について、第4回、第5回審議会では審議を進めていただきたくことを計画しています。
[質疑応答・意見等] ○委員 ○事務局	・ 会議資料9ページの流域下水道維持管理負担金の改定後の単価は、物価高騰を踏まえられているのか。 ➡ 滋賀県も東北部処理区の今後の収支の見通しを経営計画で整理されていますので、物価高騰や今後の施設修繕の内容等が含めた上で単価を設定されています。
○委員 ○事務局	・ 令和12年度までの農業集落排水から公共下水道に接続していく事業に関する資金の見通しはどうか。 ➡ やりくりできる見通しを立てています。
○委員 ○事務局	・ 下水道使用料は、県内でどの程度の水準か。 ➡ 令和4年度の改定時点では、県内で上から5、6番目ぐらいでした。定期的に使用料の水準を見直していかないと国の補助金の交付要件を満たさない等の仕組みが設けられていることもあって、多くの下水道事業者が使用料の見直しを進めているところです。今回の審議会においても、現状維持とするのか、改定するのかということも含めて審議をお願いします。
[説明要旨] ○事務局	(2) 経営の現状分析と課題の検討 ・ 総務省が公表している令和5年度決算情報を元に、全国の下水道事

	業者の中から経営条件が本市に近い事業者を抽出し、経営指標を比較分析しました。 ・ 前回策定の経営戦略でも課題になっていましたが、繰入金への依存が引き続き課題となっています。企業債償還金への資金不足分に対する繰入は、令和6年度の資本費平準化債制度拡充により抑制できる見通しですが、農業集落排水事業における維持管理費に対する使用料収入不足分への繰入については、污水处理原価を削減して抑制していく対策が必要と考えられます。 ・ 全体的に見ると、流動比率が低く、類似団体に比べて資金繰りに課題があることがわかりました。経費削減を図りながら、収益性を上げることで、資金確保を図る対策が必要と考えられます。 ・ 農業集落排水事業では、類似団体に比べると施設利用率が低いことがわかりました。このことは、既存の污水处理能力が余剰になっていることを示唆しています。施設更新のタイミングでダウンサイジングを行うことや将来的には污水处理方式を見直ししていく費用削減策について検討が必要と考えられます。
[質疑応答・意見等]	
○委員	・ 農業集落排水事業では経費回収率が75%程度で、一般会計からの繰入に依存しているとのことだが、これを改善しようとするれば、使用料を上げるか使う量を増やすかということになる。人口が増えて量が増えることはないので、農業集落排水の使用料を上げるというのが、今日の話になるのか。
○事務局	➡ 平成17年度に4町が合併し、平成22年度に公共、農集の使用料体系を統一してきた経過があります。これは、同じ下水道サービスを受けていながら、住んでいる地域によって使用者の負担に差を設けることは公平ではないとの理由から政策的に一般会計から負担することとしたものです。これは、基準外での繰入ではありますが、今後も農業集落排水事業に対して必要な一般会計からの負担と考えています。
○委員	・ 農業集落排水事業で、污水处理原価が高くなる要因として、電気代と汚泥処理費がある。電気代については、省エネ設備を導入することで削減が図れる。また汚泥処理費については、汚泥の発生を少なくする処理方式が開発されているので、そのような新技術を導入する方法がある。国からの補助制度も設けられているので、これらを組み合わせて污水处理原価を下げる努力をお願いしたい。
○事務局	➡ 御意見いただいたことについて調査し、経営戦略に反映できるようにしたいと思います。 -----

[説明要旨] ○事務局	(3) 将来の事業環境 ・ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に、今後の使用料収入の見込みを推計すると、令和5年度実績で約6億3800万円の収入額に対し、令和37年度には、約1億4500万円減って約4億9300万円になる見通しです。 ・ 施設更新については、耐用年数到来をもって即時に更新するのではなく、適切に維持管理することで使用期間を極力延長した上で、更新費用を平準化する仮定で試算したところ、更新費用は、年間9億円から14億円程度になる見通しです。
[質疑応答・意見等] ○委員 ○事務局 ○委員 ○事務局 ○委員 ○事務局	・ 下水道使用料の将来推計は、令和9年度からの5%改定を含めているのでしょうか。 ➡ 含めていません。今回の改定率が、何%が適切か検討するために、改定しない場合の試算としています。 ・ 更新投資額の試算は、今後の施設のダウンサイジングを踏まえて計算しているのか、単純に新設時の金額を積み上げて出しているのか、どちらでしょうか。 ➡ 固定資産台帳の帳簿価額に基づき試算しています。固定資産台帳の帳簿価額は、新設時の工事費に加え、測量設計委託料等のような当該工事に関連する附帯的な費用を加えたものです。 ・ 米原市で下水道に起因する道路陥没はあるのでしょうか。 ➡ 道路陥没の通報をいただいた時には、現地に急行してマンホールの蓋を開けたり、管内にテレビカメラを入れて調査を行ったりしています。絶対に道路陥没は発生しないとは断言できませんが、このような安全管理を行いながら、施設の耐用年数が来たらすぐに更新するのではなく、使える下水管は長く使っていくことを考えています。
[説明要旨] ○事務局	(4) 投資試算・財源試算の進め方 ・ 経営状況に関する類似団体との比較分析結果、使用料収入や施設更新の将来予測で見えてきた課題等を踏まえて、 ① このまま成り行きで経営を進めた場合 ② 農業集落排水から公共下水道への接続や資本費平準化債制度拡充分の借入等の改善策の取組みを反映した場合 ③ ②の中でウォーターPPPの取組みをしなかった場合 の3つの検討パターンで試算します。その結果を踏まえながら4つ目の検討パターンを示し、下水道使用料の改定の是非、改定を必要とす

[質疑応答・意見等] ○委員 ○事務局 ○委員 ○事務局	る場合はその改定率について検討していきます。 ・ 今後の更新費用と現在の使用料収入とを比べると、単純に収入が足りていない。次回の審議会において、4つの検討パターンを提示いただいた中で、使用料改定の検討を審議していくということか。 ➡ 更新投資額と同額の資金が丸々必要ということではなく、国からの補助金や借金など外部から調達するお金を除いた額を可能な限り内部留保資金で用意していくことが望ましいと考えています。次回の審議会において、今後の資金需要からどの程度の使用料の水準が必要になるか審議できるように、資料の準備を進めていきます。 ・ ウォーターPPPの説明で、民間を活用するにしても、民間は利益がでなければ参入してこない。東京や大阪と違って、米原市のような地方のまちでは実現可能性が非常に小さい。それなのに、国庫補助金の対象にしないというのは、地方の切り捨てであると個人的に思う。 それでも、現実的な対応が必要になるので、緊急輸送道路以外でウォーターPPPの対象に入れていかなければならない管路延長はどの程度あって、取り組まなかった場合の影響度がどの程度あるのか。また、処理場をもたない事業でウォーターPPPをどのように取り組むのかイメージがわからないので、そのような事例があれば教えて欲しい。 ➡ ウォーターPPPの取組みは、現在、進行中のところなので、該当する事例があるかどうかも含めて、確認します。 (閉会)
---	--

会議の公開・非公開の別	■公開 傍聴者： 0 人 □一部公開 □非公開 一部公開または非公開とした理由 ()
会議録の開示・非開示の別	■開示 □一部開示（根拠法令等：) □非開示（根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 □有 ■無 録音テープ記録 □有 ■無
担当課	まち整備部 上下水道課